

# 小さな自然再生活動に 対して支援を行います

コウノトリ野生復帰には、市民の皆さんの手助けが必要です。市は、これまで市民の皆さんと一緒にコウノトリ野生復帰に取り組んできました。しかし、今後コウノトリが豊岡で健全に暮らしていくためには、さらに多くの方々に、生息地保全や生物多様性保全の活動に参加していただくことが必要です。

そこで、市では、特に市民の参画・協働を求めたい「小さな自然再生活動」に支援を行うこととしました。小さな自然再生の積み重ねが、大きく広がることを期待しています。ぜひ、応募いただいた、だき、一緒に活動に動かせませんか。



## 助成対象活動

市民団体・グループなどが行う活動で、次のいずれかに該当するもの

- ・地域の生物多様性を保全するための、小さな自然再生作業（例：ビオトープづくり、繁茂する外来雑草などの除去 など）
- ・地域の生物多様性を知るための野鳥観察や生きもの調査
- ・コウノトリ野生復帰や生物多様性をテーマとした自然環境体験学習活動

## 助成対象者

次の要件を満たす市民団体・グループなど

- ・豊岡市内に活動拠点を有し、主に市内で活動する団体・グループ
- ・宗教的、政治的な活動や選挙運動、営利を目的としない、公共の福祉を目的とした自主的な活動を行う団体

体・グループ  
・構成員が3人以上の団体・グループ

## 助成金額

予算の範囲内で、1件当たり5万円以内（謝金、役員費、通信運搬費、消耗品費などに使えます）

※助成額は、1万円を単位とし、1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

## 応募

▽申請期間 8月1日(月)～平成24年3月9日(金)

▽助成対象活動期間 8月20日(土)～平成24年3月20日(火)

▽応募方法 指定の応募申請書および団体調査に必要事項を記入の上、申し込みください。

※応募申請書および団体調査、詳しい資料は、コウノトリ共生課で配布します。また、市のホームページからもダウンロードできます。

《問合せ》コウノトリ共生課  
☎21-9017



児童扶養手当現況届と特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当所得状況届を提出ください

標記の手当を受給している方（所得制限により支給停止の方を含む）は、それぞれ現況届・所得状況届を提出ください。該当者には提出期間までに必要書類を送付します。

この届けにより、8月分以降の受給資格を確認します。提出がない場合、8月分以降の手当は支給されません。

なお、所得が限度額を超えるため、手当の支給停止が予想される場合も届け出が必要です。

▽提出期間 8月11日(木)～23日(火)

▽提出先 社会福祉課または各総合支所市民福祉課

【各手当の支給対象者（全て所得制限あり）】

◆児童扶養手当 ひとり親家庭で18歳未満の児童（20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を含む）を養育している父または母、もしくはは父母に代わって児童を養育している方



◆特別児童扶養手当 20歳未満で身体または精神に障害のある児童を養育している父または母、もしくはは父母に代わって児童を養育している方

◆障害児福祉手当 日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方

◆特別障害者手当 日常生活で常時特別の介護が必要な最重度の障害者で20歳以上の在宅の方

◆重度心身障害者(児)介護手当 65歳未満の重度障害者を在宅で介護しており、介護保険サービス、障害者自立支援法によるサービスを利用していない住民税非課税世帯の方

※施設に入所または長期入院している方（児童は除く）は対象外

▽問合せ  
・児童扶養手当：社会福祉課生活援護係 ☎24-7031  
・児童扶養手当以外：社会福祉課障害福祉係

☎24-7033

# 未来への責任を果たす 乗って守る公共交通!!

バスや鉄道などの公共交通は、地域の暮らしを支える大切な財産であり、私たちに未来に向けて守り、引き継いでいく責任があります。

しかし、現状は、マイカーの普及などで、公共交通の利用者は年々減少しており、将来、公共交通を維持できなくなる危険性があります。

皆さんも、バスや鉄道を積極的に利用し、私たちの暮らしを支える公共交通を守りましょう。



## 市営バス「イナカー」の利用状況!

市では、「イナカー」の利用状況を定期的に評価し、運行計画を見直すこととしています。

次表は、平成22年10月から今年5月末までの利用状況を1年前と比較したものです(幼稚園、小中学校への通園通学者を除く)。ほとんどの

■市営バス「イナカー」利用状況 (平成22年10月～平成23年5月)

路線名	利用者数(一般)	平均(1便)	※(参考)前回数値	収支率(%)	※(参考)前回数値
気比三原線	2,175	1.53	1.61	13.2	18.0
赤石線	2,126	2.22	2.35	18.4	18.9
竹野海岸線	1,733	0.87	1.08	5.7	5.7
竹野三原線	1,410	0.77	0.78	7.7	9.0
床瀬線	1,449	0.81	0.82	6.2	6.9
三方線	3,215	2.11	1.81	15.6	13.9
八代線	1,550	1.62	1.58	10.5	10.9
河野辺線	3,398	1.58	1.62	11.0	13.1
計	17,056				

※収支率は、運賃収入を経費で割ったもの  
※前回数値は、第2期実証期間(平成21年10月から平成22年9月)1年間の数値

## 地域のバスを守るには 皆さんの利用が必要です

「イナカー」をはじめ、地域のバスを守るためには、現在

路線で1便当たりの平均利用者数・運行収支ともに悪化しており、このままの状況が続くと路線の廃止や便数の縮減など、運行計画の大幅な見直しが必要となってきます。

のバス利用者だけでなく、地域の皆さんの利用が必要です。「私には関係ない」では、将来にわたって地域のバスを守ることはできません。将来マイカーに乗れなくなったとき、バスは生活に必要な移動手段になります。

## 公共交通をより良い形で 未来に残しましょう

バスや鉄道などの公共交通を維持し、利便性の高い形で未来に残すため、行政と公共交通事業者が協力し、取組みを行っています。

例えば、市では、公共交通での通勤「e通勤プロジェクト」を推進しており、職員はもちろん、一般のマイカー利用者にも公共交通の利用を呼び掛けています。

皆さんも一人一人ができる方法で、バスや鉄道の利用を進めましょう。

《問合せ》都市整備課交通政策係 ☎23-17712

## 屋外広告物も 風景の一つです!

豊岡市は、6月1日、景観行政団体となりました。

景観行政団体は、良好な景観の形成を図るため景観計画や条例を制定し、それらに基づく景観行政事務を行います。美しい自然だけが風景ではありません。

私たちの日常生活の中で目に飛び込んでくる屋外広告物(看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、のぼり旗など)も風景を構成する大変重要な要素です。

屋外広告物が美しい風景や大切な思い出の風景に違和感を与えたり、周辺の風景を阻害するものになっていませんか。あるいは道路沿いでは、のぼり旗などで見通しが悪い、歩行者や信号機・標識などが見えにくいなど、危険な状態になっていないでしょうか。目立つだけの広告物が良い広告ではありません。大きさや色彩などがその地域の風景

あなたが美しいと感じた「くらしの風景」を教えてくださいませんか?

## 「豊岡、風景のものがたり」募集中!

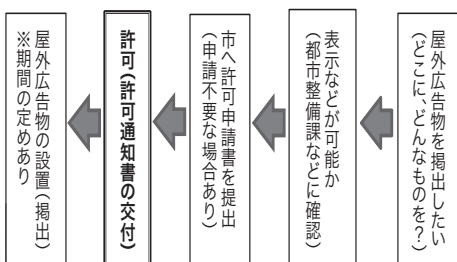
と調和したものが良い広告物です。屋外広告物は、法や条例に基づき、掲出される場所ごとに一定のルールがあります。そのルールを順守することも景観行政団体である市の責務です。

屋外広告物を掲出する場合は、必ず、都市整備課に許可申請手続きを行ってください

(許可申請が不要の場合もあります。都市整備課または県知事の登録を受けている屋外広告業者に相談ください)。

《問合せ》都市整備課 ☎23-17712

### 屋外広告物の表示手続き



※更新手続きは、許可期間が過ぎる30日前までに手続き

申込期限 8月31日!